

別表第2

1 すべての化粧品に配合の制限がある成分

成分名	100g中の最大配合量
アラントインクロルヒドロキシアリミニウム	1.0g
カンタリスチンキ、ショウキョウチンキ又はトウガラシチンキ	合計量として1.0g
サリチル酸フェニル	1.0g
ポリオキシエチレンラウリルエーテル(8~10E.O.)	2.0g

2 化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分

成分名	100g中の最大配合量
エアゾール剤 ジルコニウム	配合不可
石けん、シャンプー等の直ちに洗い流す化粧品 チラム	0.50g
石けん、シャンプー等の直ちに洗い流す化粧品以外の化粧品 ウンデシレン酸モノエタノールアミド チラム パラフェノールスルホン酸亜鉛 2-(2-ヒドロキシ-5-メチルフェニル)ベンゾトリアゾール ラウロイルサルコシナトリウム	配合不可 0.30g 2.0g 7.0g 配合不可
頭部、粘膜部又は口腔内に使用される化粧品及びその他の部位 に使用される化粧品で脂肪族低級一価アルコール類を含有する 化粧品(当該化粧品に配合された成分の溶解のみを目的として 当該アルコール類を含有するものを除く。) エストラジオール、エストロン又はエチニルエストラジオール	合計量として20000国際単位
頭部、粘膜部又は口腔内に使用される化粧品以外の化粧品で脂 肪族低級一価アルコール類を含有しない化粧品(当該化粧品に 配合された成分の溶解のみを目的として当該アルコール類を含 有するものを含む。) エストラジオール、エストロン又はエチニルエストラジオール	合計量として50000国際単位
頭部のみに使用される化粧品 アミノエーテル型の抗ヒスタミン剤	0.010g
頭部のみに使用される化粧品以外の化粧品 アミノエーテル型の抗ヒスタミン剤	配合不可
歯磨 ジエチレングリコール	配合不可

ラウロイルサルコシナトリウム	0.50g
ミツロウ及びサラシミツロウを乳化させる目的で使用するもの ホウ砂	0.76g(ミツロウ及びサラシミツロウの1/2以下の 配合量である場合に限る。)
ミツロウ及びサラシミツロウを乳化させる目的以外で使用するもの ホウ砂	配合不可

3 化粧品の種類により配合の制限のある成分(注1)

成分名	100g中の最大配合量(g)		
	粘膜に使用されることがない 化粧品のうち洗い流すもの	粘膜に使用されることがない 化粧品のうち洗い流さないもの	粘膜に使用されることがある 化粧品
タイソウエキス(注2)	○	○	5.0
チオクト酸	0.01	0.01	
ユビデカレノン	0.03	0.03	

(注1)空欄は、配合してはならないことを示し、○印は、配合の上限がないことを示す。

(注2)日本薬局方タイソウを30%(w/v)エタノール水溶液で抽出することにより得られるエキスをいう。

1国際単位は、ビタミンA 0.3 μ gに相当します。つまり、20000IUとは、製品100g中に、ビタミンAが6.0mg配合されているということです。